

四日市市告示第 5 2 8 号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱（昭和 5 0 年四日市市告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が 50 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 30 人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</p> <p>(1) 経営が適切と認められるもの</p> <p>(2) 協会の保証対象業種に該当するもので貸付金の返済が確実であるもの</p> <p>(3) 市税を完納しているもの</p> <p>(4) <u>新型コロナウイルス感染症による影響を受けており、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 申し込み時の最近 <u>3</u> か月の売上高が平成 3 1 年 1 月以降のいずれかの同時期と比べ、3 % 以上減少 <u>しているもの、</u> または、<u>最近 1 か月の売上高が 3 % 以上減少、かつ、その後 2 か月間の売上</u></p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が 50 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 30 人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</p> <p>(1) 経営が適切と認められるもの</p> <p>(2) 協会の保証対象業種に該当するもので貸付金の返済が確実であるもの</p> <p>(3) 市税を完納しているもの</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症による影響で、申し込み時の最近 1 か月の売上高等が平成 3 1 年 1 月以降のいずれかの同時期と比べ、3 % 以上減少、かつ、その後 2 か月間の売上見込を含めた 3 か月間も 3 % 以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の中小企業者及び事業拡大等</p>

見込を含めた3か月間も3%以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近3か月間の平均売上高の比較により取り扱いができるものとする。

イ 申込時点における最近3か月間の月平均売上総利益または営業利益が前年同期と比べ、3%以上減少しているもの。

の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近3か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年12月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。